

令和7年度 第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 会議録（案）

日時 令和7年4月28日（月）午前2時00分から午後3時54分まで

場所 文京シビックセンター3階（障害者会館AB会議室）

<会議次第>

- 1 委員紹介
- 2 部会長挨拶
- 3 議題

(1) 障害者・児計画等の概要について 【資料第1号】

(2) 文京区障害者（児）実態・意向調査の概要について 【資料第2号】

(3) 実態・意向調査における質的調査について 【資料第3号】

(4) 実態・意向調査における量的調査設問骨子案について 【資料第4号】

- 4 その他

【参考資料】

令和4年度障害者・児実態意向調査骨子

文京区地域福祉推進協議会設置要綱

令和7年度文京区地域福祉推進協議会障害者部会名簿

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、山口 恵子 委員、平井 芙美 委員、武長 信亮 委員、泉田 信行 委員、
米倉 かおり 委員、住友 孝子 委員、大井手 昭次郎 委員、市川 敦 委員、渡部 睦 委員、
若狭 佑子 委員、向井 崇 委員、皆川 譲 委員、知念 早苗 委員

欠席者

谷田部 優 委員、清水 健譽 委員、紺野 ひでこ 委員

<事務局>

出席者

木内教育センター所長、永尾障害福祉課長

欠席者

奥田幼児保育課長、市川保健対策担当課長、山岸教育指導課長

＜傍聴者＞

2名

障害福祉課長：ただいまから令和7年度第1回の文京区地域福祉推進協議会障害者部会を開会いたします。部会の開会に先立ちまして、今年度から新たな任期となりますので、委員の皆様お一人お一人から簡単に自己紹介をお願いできればと思っております。団体名とお名前程度で構いませんので、お一人お一人、お願いいたします。

＜各部会員より自己紹介＞

障害福祉課長：皆様、ありがとうございました。なお、委員の皆様への委嘱状の交付につきましては、皆様の席上のほうに配付をさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、部会の開催に当たりまして、文京区地域福祉推進協議会設置要綱第8条第5項に、本部長であります文京区長が部会長を指名する旨の規定がございます。これによりまして、学識経験者であります東洋大学福祉社会デザイン学部教授の高山先生が部会長として指名されております。

これから先の進行につきましては、高山部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

高山部会長：それでは、改めてよろしくお願いいたします。

皆さん、お忙しいところ、今日、第1回のこの障害者部会にお集まりいただきましてありがとうございます。

後でまたこの会の性格や位置づけを事務局からご説明いただきたいと思います。3年ごとでしたよね。いわゆる計画を見直していくというところなんです。

その見直していくのをつくっていく、策定が来年度の令和8年になるんですけども、その前に、この計画というもののなのですが、これは法律に位置づけられているものなんです。

れども、どこの自治体もこれをやらなければいけない形になっているわけですが、この計画を立てるときに、特に文京区は、いわゆる障害のある当事者の方の声というものをどれだけ反映させていくかということをずっと考えてきたんですね。

調査をやるということになります。今年度調査をするのですが、しっかり調査、全数調査、郵送調査をやりますけれども、と同時に、重度の障害のある方であるとか、あるいは障害のある子どもたちは、その声というものをなかなか出しにくかったりするわけでありますので、質的調査も一方で行っていくということをずっとやってまいりました。

これを併せて、今年度は調査をしていくという年度で、それを基に、来年度、策定をしていくという流れになるというところの、最初のこの次の計画のキックオフのミーティングという感じになっています。

ただ、いつも言われるのは、調査票がすごく厚くなっちゃうんですね。何か時間もかかるとかいうこともあって、しかし、経年変化も必要だということで、なかなか内容を削除したり修正したりするのは難しいところもあるのですが。

しかしながら、調査をすることということに関しては非常に重要な位置づけを持っておりますので、その調査のことについて、内容について、あるいは方向等について、皆さんのほうからいろんなご意見もいただき、調査をしていきたいという、あるいはそういう計画策定に向けて、いろんな準備のことになりますけれども、皆さんのそれぞれのお立場から声を出していただきたいというのがこの部会になります。

ということですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局から、今日の出欠状況と資料の確認をお願いしたいと思います。

障害福祉課長：まず、本日の出席状況についてですけれども、谷田部委員、紺野委員、清水委員から欠席のご連絡をいただいております。また、区の職員につきましては、それぞれ公務の都合等により、奥田幼児保育課長、市川保健対策担当課長、山岸教育指導課長が欠席となっております。

次に、資料の確認でございますけれども、事前にお送りしているものとしましては、まずA4の縦1枚の次第。同じくA4縦の資料第1号。A4縦のホチキス留めをしております資料第2号、こちらにつきましては、一部修正がございましたので、本日、席上のほうに差し替えたものを配付させていただいております。

次に、A4縦1枚の資料第3号。同様に、A4縦でホチキス留めをしております資料第4号。

それから、参考資料として、前回の調査骨子をまとめました、これもA4縦でホチキス留め

をしております。

地域福祉推進協議会の設置要綱として、参考資料のほうもおつけしております。こちらもA4縦でホチキス留めをしているものになります。

最後に、A4縦のもので、障害者部会の委員名簿というところをおつけしております。

資料については、基本的に事前に郵送でお送りさせていただいておりますけれども、資料の不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で、出席状況と資料の確認のご説明は終了になります。

高山部会長：次に、この障害者部会の運営のルールについて説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、障害者部会の運用ルールについてご説明いたします。

この会議の記録は、事務局である障害福祉課のほうで作成をいたしまして、出席者の氏名も含めて公開させていただきます。また、会議録の作成に当たっては、その内容の正確性を期するため、出席した委員の皆様全員の確認を得るものとさせていただきます。

また、円滑な会議進行のため、発言をされる場合は、挙手をしていただきますとともに、正確な記録を作成する都合上、発言の前にご自身のお名前をお伝えくださいますようお願いいたします。ご説明は以上となります。

高山部会長：それでは、本日の予定について、これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：本日の障害者部会の予定でございますけれども、この次第に従いまして、まず障害者・児計画についての概要をご説明させていただいた後、今年度実施します障害者（児）実態・意向調査の概要について、それから、実態・意向調査における質的調査について、その後、実態・意向調査における量的調査の設問骨子案について、ご意見をお伺いした後、その後、その他という流れで本日の部会を進めてまいりたいと考えております。

所要時間につきましては、全体を通して1時間40分程度を予定しております。

ご説明は以上となります。

高山部会長：それでは、早速、議題に入りたいと思います。

議題1ですが、障害者・児計画等の概要についてということで、事務局に説明をお願いいたします。

障害福祉課長：今年度が第1回目ということになりますので、文京区の障害者・児計画について、簡単にご説明をさせていただきます。

資料第1号をご覧ください。この資料は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする現行の障害者・児計画の一部を抜粋したものとなっております。

まず図の1、計画の位置づけをご覧ください。区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の一つとして、障害者・児計画が位置づけられております。

また、障害者・児計画は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定し、区の障害者施策を総合的、計画的に推進するための基本計画となるものでございます。

現行の障害者・児計画は、令和8年度までが計画期間となっており、令和8年度には次の障害者・児計画を策定することとなります。よって、今年度は、次期障害者・児計画策定のための基礎データを得るために実態・意向調査を行う予定としております。

障害者部会の皆様におかれましては、任期の中で、今年度は実態・意向調査の検討にご協力いただくこととなります。次年度は、新たな障害者・児計画の策定にご協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題1の説明については以上でございます。

高山部会長：何か、議題1のところでご質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、進めたいと思います。議題2ですが、文京区障害者（児）実態・意向調査の概要についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、本日、席上にお配りをしました資料第2号の文京区障害者（児）実態・意向調査の概要についてご覧いただきまして、事務局よりご説明させていただきます。

まず、1の目的についてですが、令和8年度に予定をしております障害者・児計画の策定に向けて、計画の基礎資料となる障害者（児）の生活実態、サービス事業者の状況を調査するとともに、障害福祉施策の意向を把握するために行うものとなっております。

2の調査の種類、対象者等についてでございますけれども、今回の対象者としましては、身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、難病患者の方、障害のあるお子さん、サービス事業者、長期入院施設を対象としたアンケート調査、また、区内施設等を利用する知的障害のある成人の方、児童の方、精神障害、発達障害のある成人の方、児童の方を対象としたグループインタビュー調査を実施するものでございます。

調査の種類につきましては、前回の調査同様、在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の障害のあるお子さん、サービス事業者、長期入院施設の全部で5種類という構成となっております。

調査対象者につきましては、最新の区の統計値から算出しております。

こちらは令和7年4月1日現在の数値となっておりますが、まず身体障害のある方につきましては、区内にお住まい、もしくは区外の施設に入所している18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、人数はこちらに記載のとおりとなっております。

内訳についてでございますが、まず視覚障害の方については約380人、聴覚平衡機能障害の方は約320人、音声・言語の方は約70人。

肢体不自由の方は、約1,740人のうち、無作為抽出として600人の方を調査対象とさせていただく形になります。内部疾患の方は、約1,660人のうち、こちらも無作為抽出を行って約550人の方を対象とさせていただく形を予定しております。

次に、知的障害のある方につきましては、こちらも区内にお住まいか、もしくは区外の施設等に入所している18歳以上の愛の手帳をお持ちの方で、こちらは約730の方が対象となります。

次に、精神障害のある方につきましても、区内にお住まいの18歳以上の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、約2,170人となっております。

それから、難病患者の方につきましては、こちらも区内にお住まいの18歳以上の難病患者の方、医療券を所持している方で、合計約2,320人となっております。

次のページをご覧くださいまして、18歳未満の障害のあるお子さんにつきましては、障害児通所給付等受給者証をお持ちの方と各障害者手帳を所持している方の合計1,030人となっております。

区内事業者につきましては、区内にあります障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等を行う事業者で、約100か所が対象となる予定になっております。

最後に、長期入院施設につきましては、都内の精神科の長期入院設備がある病院、約100施設を予定しております。

なお、次の（2）の質的調査、インタビュー調査につきましては、次の議題でご説明をさせていただきます。

続きまして、4の調査方法でございますが、アンケート調査は郵送配付を行い、回収については、郵送とインターネット上のWeb回答の併用で行います。ただし、視覚障害の方につきましては、ご希望により、訪問または電話での聞き取り調査を行ってまいりたいと考えております。

5の調査時期でございますが、アンケート調査につきましては、今年10月に調査票を配布

して、回収をさせていただく形になります。

最後に、6の全体スケジュールでございますが、本日の第1回障害者部会が4月28日ということで、5月14日に第1回の区の内部での地域福祉推進本部。同様に、23日は第1回の地域福祉推進協議会。他の調査と併せて、いずれも障害者（児）実態・意向調査の概要についてご説明をいたしまして、ご意見を伺う予定でございます。

その後、6月の厚生委員会、区議会ですね。こちらのほうで調査の概要についてご報告を行いますとともに、ご意見のほうを伺う予定でございます。

次のページに進んでいただきまして、7月に第2回の障害者部会を実施しまして、8月に第2回の地域福祉推進協議会において、いずれも調査項目の報告等を行います。

9月25日号の区報でアンケート調査を実施する旨を掲載することによって、区民の方にはご案内を行っていく予定になっております。

10月には量的調査の調査票の配付、回収、11月以降に集計分析を行って、年の明けた令和8年1月に第3回の障害者部会で調査結果の報告を行う予定でございます。

2月の議会でも同様に調査結果について報告を行いまして、3月に報告書を納品というスケジュールで、今年度は進めてまいりたいと考えております。

資料第2号の説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございました。

実態調査、意向調査の概要についてということで、今、説明がありました。

主に量的調査の部分と、それからスケジュールがありました。いかがでしょうか。

向井委員：障害児の人数に関してなんですが、障害児は通常、要は受給者証を持っている方及び各手帳所持者ということなんですけど、これがもし合計だとすると、例えば受給者証を持っている方で、かつ愛の手帳を持っている方はたくさんいらっしゃるはずなんですよね。かぶっているはずなんですけど、そこら辺は、受給者証所持者「または」のほうがいいのか。

あるいは計算の仕方として、ちょっと確認なのですが、あと、やっぱり手帳に関しても、もしこれは千何人が正しかったとすると、愛の手帳はたしか文京区には、18歳以下の愛の手帳をお持ちの児童、お子さんが大体300人ぐらいだったかなと思ってはいるんですけど。

とすると、300人の方たちを引いた700人ぐらいが手帳を持っていない方とすると、自閉スペクトラム症とかを含む、いわゆる発達障害の方たちになったとすると、この方たちの計画もやっぱりちゃんと考えなきゃいけないのかなと思うので、やっぱりその人数の比率は結構

大事なのかなと思ったりしたんですけど、ちょっと確認のためにお聞きしたいと思います。

障害福祉課長：ご質問、ありがとうございます。

まず、愛の手帳で申し上げますと、令和5年度末現在の18歳未満で所持しているお子さんについては、326人という形になっております。

また、資料第2号の作りになりますけれども、今、向井さんがおっしゃいましたように、全体の数を合計して約1,030人ということでお示ししてありますが、少しこの記載の仕方を、手帳を持ってらっしゃる方と持っていない方というところで内訳が分かるように書いたりすると、確かに分かりやすいのかなと思いますので、その部分は、事務局のほうですこし工夫をさせていただければと考えております。ありがとうございます。

高山部会長：ありがとうございました。

内訳を明確にしていくということですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

泉田委員：技術的なところの確認をさせていただければと思います。肢体の方と内部の方が1,740人と1,660人から無作為抽出になっていますが、精神の方とか難病の方は、2,100人とか、2,300人で悉皆になっているので、どうしてここだけ無作為抽出しているのかということが1点。

あと逆に、無作為抽出でやるとしたら、最後の集計表を作るときに、3分の1抽出なので、全体の傾向を出すときは3倍に逆数を掛けて他の方と合わせて集計しないといけないかなという気がします。その辺の技術的なところはされるのでしょうかというところだけをお願いします。

障害福祉課長：ご質問ありがとうございます。

そうですね。確かに人数比だけを見ると、精神障害の方と難病の方は2,000人台ということで全数調査をしていて、肢体不自由の方と内部疾患の方については無作為抽出という形になっています。

ここについては、ある意味、経年的な変化を見ていくというようなところで、このような形をしているところではあるのですが、1,700のうちの600、1,660のうちの550というところで、おっしゃるとおり、大体3分の1以上を抽出していますので、傾向としては、このぐらいの人数の方を対象にすると、ある程度の傾向は出てくるのかなと思っております。

あとは統計的な処理の部分で、3倍にするかどうかについては、調査のまとめ方としては、やはり実数として集計していくような形になりますが、確かに読み解き方としては、そうい

ったところも視野に入れた上で、結果を見ていった上で、今後の障害者・児計画の策定を考えていったほうがいいのかと、今、ご意見を伺っていて思いました。ありがとうございます。

高山部会長：よろしいですか。

米倉委員。では、どうぞ。

米倉委員：ご説明いただいてありがとうございました。

支援級とか普通級に通われているお子さんのうち、受給者証を持たれている方というのがどれぐらいか分からないんですけれども、このオの項目の、これに当たらないけれども困っている方々というの結構いるのかもしれないなと思っていて。

その方々こそ、何か法律とかの支援の対象に入らなくて困難に陥ることが多いのかなと思うのですが、そういう方々は対象にならないのか、お聞きしたかったです。

障害福祉課長：今回の調査の目的なんですけれども、資料第1号でご説明させていただきましたように、18歳未満のお子さんにつきましては、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画ということで、基本的に児童福祉法に基づく障害児通所支援等の見込み量の調査であったり、サービスの提供体制であったりというところが基本的なベースになるのかなと思っております。

それ以外の、サービスを利用していない方のいろんな課題ですとか、ご意見というところは、区のいろんな相談機関のところで、日々、ご相談を承っているところになりますので、そういったところで、ニーズを把握できたらいいいのかなとは考えております。

高山部会長：よろしいですか。これは大体いつもどれぐらいの回収率でしたっけ。3割ぐらいでしたっけ。

障害福祉課長：在宅の方と18歳未満の方は、大体、4割ぐらいです。

高山部会長：4割くらい。これはどうですか。山口委員や大井手委員、住友委員、これはやったことはありますか。やった感じでどうですか。何かご意見があれば。

大井手委員：前回もこの調査のときに委員でこちらにいましたのであれなのですが、前回、ちょっとお話ししたんですけど、7月末か8月に区長と区政を話し合う集いというのがあって、そこで障害者のいろんな団体の方から要望が毎年出されているわけですね。

だから、今度の調査の項目をいろいろ検討されるに当たって、それも大きな参考資料になると思うので、ぜひちょっと当たってみてほしいなと思います。

障害福祉課長：今日は骨子をお示しさせていただいて、7月に実際に設問ですとか、選択

肢等々の検討を行っていくような形になりますが、どうしても基本的には経年で変化のほうを見ていく形になりますので、ベースとしてはあまり大きく変えるのは難しいのかなとは思っております。

実際、幾つか、今日、後ほどご説明をさせていただきますが、新しく加えた設問なんかも設定をしておりますので、そういった部分で、今日、後ほど骨子のご説明をして、ご意見をいただいたりしますし、7月の障害者部会のほうでもご意見をいただくような形になりますので、区としても、そういった最近の動向というところはしっかり把握した上で設問等をつくっていきたいとは考えておりますが、また、この障害者部会のほうでもぜひご意見をいただければと考えております。

高山部会長：これは文京区の特徴としては、いわゆる精神科病院ですね。長期に入院している、ここに調査をするというのはすごいんですよ。前からやろう、やろうと言っていて、なかなかできにくかったんですけど、今回、これを大々的というか、大々的ではないですけども、やるということは、すごくここからどういうものが出てくるかというのは、極めて重要な、特徴的なものが出てくるのではないかなと思いますが、これはどうですかね。

平井委員や若狭委員、この長期入院施設に出して、来ますかね。回収率とかはどうですかね。あるいは、どうやって工夫すれば、あるいは、何かそういうのをちょっと教えていただくといいかなと思って。どうですかね。

長期入院の人はいっぱいいますよね。今、大体7万3,000人ぐらいいるんですよ。いわゆる社会的入院をされている方がいて、文京区は特に戻れないんですよ。なぜかという、生活保護で単身生活をするということにおいてのアパートがないという、こういう状況があるわけですね。これは前から言われて。

だから、知的障害の地域移行も同じような形なんですけども、特に病院に出すということで、何か工夫とかがあれば、今日じゃなくても結構ですけども、ぜひ、何かあれば。

平井委員：前回、初めて長期入院の調査をしていただいて、基本的なところで、今回が2回目になるのかなと思うんですけども、やはり、多分、次回の委員会のときに協議する形になるのかなと思うんですけども、病院とご本人さんだけではなくて、病院とつながっている地域支援者がどれだけいるかとかといったところがポイントになってくるかなと思いますので。

ぜひ、次回のときに協議に入っていただければなと思うのですが、地域移行につながる地域支援者の有無や、地域移行に何が必要かとか、阻害している要因は何なのかといったとこ

ろを聞いていただけると、より病院さんのほうも患者さんのほうも、地域移行、本当に先生がおっしゃったとおり、本当に物件がなくて移行が難しい状況にあるかなと思うので、少しでも進めるように、そういうふうになっていただければなと思っております。

以上です。

高山部会長：ちょっとまたいろいろ次回、話し合いたい、提案いただきたいと思います。

そうですね。私もちょっと肢体と内部の方々のこの無作為のところは前から気になっていたところで、大体30から40%ですけれども、ほぼ600から30、40になりますから、どうかなという感じもね。本当ならば、これも悉皆にしたほうがいいのではないかなという感じはするんですけれどもね、1,400、1,600ということであればという感じもちょっとしています。

この方々も、特に内部障害者の方もそうですけれども、大分高齢化してきていますよねということも傾向として見られていますので、そういう意味でも、悉皆にしてもいいのではないかなという感じはするんですけどね。

そうすると何か、先ほどのご質問のところがクリアされていくというか、もともとですね、ということになると思うので、ちょっとこれもご検討いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次は質的調査のほうについてということですね。では、ご説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、次は資料第3号、こちらをご覧くださいだと思います。

実態・意向調査における質的調査についてということで、まず1の目的になりますが、こちらは実態調査では、先ほどご説明させていただきましたアンケート調査というところが基本にはなりますが、特に知的障害のある方、精神障害のある方につきましては、アンケート調査だけでは酌み取れない意向や生活実態をより丁寧に把握することが必要であるということから、これまでインタビューによる調査を実施してきたところになります。

今年度においても、引き続き、部会長である高山教授のご協力もいただきまして、東洋大学福祉社会デザイン学部の学生の方にグループインタビュー調査を実施していただく形になります。

こちらは、調査方法としましては、施設訪問またはオンラインによる聞き取りというような形になります。

区内の施設では、前回実施したときと同様に、15か所程度の障害者施設に加えまして、令和5年4月に施行された、こども基本法の内容を踏まえまして、障害のあるお子さんに直接意

見聴取を丁寧に行うという趣旨で、区内の障害のあるお子さんの通う施設ということで、2施設程度でもインタビュー調査を行う予定となっております。

加えて、前回の調査時と同様、都外の障害のある方の入所施設のほうも調査を実施する予定です。こちらにつきましては、前回、実施が2か所ということになっていたのですが、2か所さらに追加しまして、4か所程度で実施する想定となっております。インタビュー調査につきましては、7月から9月にかけて、グループインタビュー調査を行う予定になります。

調査項目につきましては、質的な調査では、日中や施設での過ごし方、今後希望する生活、余暇、生活、就労状況、防災等を行う予定となっております。

資料第3号のご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございました。

施設調査について、いかがでしょうか。ご質問、ご意見があればと思いますが。

これは、多分、文京区しかやっていないのではないですかね、という感じがしますね。

これも実は私の社会福祉学科のゼミの学生、3年生、4年生を中心に、特に実習に行つて社会福祉を取ろうとする学生と、それから、自立支援協議会の副会長の志村ゼミもここに関わつて、今、総勢60名ぐらいの学生がグループ分けをして、インタビューガイドをつくり、そして、シミュレーションしながら、今、準備に入ってきています。

これも、特徴は、いわゆる知的障害の都外施設に前は2か所に行きまして、今度は4か所ということで、このところの人たちの意思みたいなものを酌み取ってこられないかということで2か所増やした形、これも特徴的です。

ご存じのように、いわゆる都外施設はどこに多いかというと、山形、秋田、青森なんですよ。ここに3,000人の人たちが措置されたままなんですよ。こういう状況があります。もちろん山梨にも千葉にも都外施設はありますが、その東北3県に圧倒的にいるんですよ。

そういう意味では、この人たちが、文京区じゃなくて、都外施設に住まざるを得ない形になっているという形の声というものをどう聞いてくるかが大きいかなと思いますので、これも特徴的なところでもありますので、やりますということです。

それから、放デイが入ってきたということ、子どもたち、特に中高生、小学校の高学年にもと思っています。

今日は事業者の代表の方も来ておられますので、ぜひちょっとその入り方とか、また、いろいろ協働させていただいて、協力をお願いしたいと思っていますけれども、何か、いかがでしょうか。

米倉委員：児童発達支援とか、もうちょっと下の世代のお子さん、もしくはその保護者になるかもかもしれないんですけど、そこは入るのかなという素朴な疑問でして。

高山部会長：今のところは入っていないですね。

障害福祉課長：そうですね。確かに小学校就学前のお子さんというところも検討はしたんですけども、なかなか質問の工夫というところが、相当配慮しないと、なかなか効果的なご意見というところをいただくのが難しいのかなというところがあります。

今回は第1回目ということですので、まずは小学校就学以降の放課後等デイサービスのお子さんと実施することで、ご提案をさせていただいているところになります。

米倉委員：代わりに保護者が、みたいなことはあまりないんですかね。

何か、意志を伝えるにくい方の声を聴くのは、やっぱり結局支援者みたいなふうに最終的になることが多いと思うんですけど、そういう視点、一旦は、今回はそうはならない。

障害福祉課長：ありがとうございます。

先ほど米倉委員のほうからご質問いただいたところにもちょっと重なってくるのかなと思うんですけども、実際、全数調査のところでも、受給者証を持っていらっしゃらない方、あるいは手帳を持っていらっしゃらない方が対象外になるのはどうかというところでご意見をいただきましたが、今日お越しになっただけでいっしょにいます区内の特別支援学級の連絡協議会とは、様々な場面で区のほうにご意見はいただいております。

その中で、年に1回、対面で意見交換をしている場もあつたりもしますので、そこは、小学校就学前のお子さんは対象ではないんですけども、先ほどのお答えに少し関わってくると、そういうような場面は設定させていただいているというところになります。

高山部会長：ほかには、いかがでしょうか。

泉田委員：高山先生から、声の聞きづらいところからの意見を聴取するということだったので、質的調査の結果を反映させて、量的な調査のほうの設問項目に反映できるとかということはないのかなというところがあります。

設問項目を見ていて、今後どうしたいかみたいなのが選択肢で書いてあるんですけど、これは、率直に誰が考えた選択肢なんだろうというのが若干あって、当事者の方に、「どうしたいですか」とか、「どうしたら何かができるようになりますか」というのを聞いて、それを何か量的調査の選択肢に反映できたら、ちょっといいのかなという気がします。その辺りの、スケジュール感の問題があるとは思いますが、可能性みたいなものがもしあれば。

障害福祉課長：今年度の質的調査のほうは、こちらの資料第3号に書いてありますように、7

月下旬から9月下旬にかけて実施をしていくような形になります。並行して、7月の障害者部会のほうでご質問の選択肢のほうをご検討いただいて、8月の地域福祉推進協議会のほうでもご意見をいただくきます。

実際にはもう9月の初めか8月の末ぐらいに印刷にかけてしまうものですので、なかなか今年度は反映は難しいと思っております。

ただ、質的な調査のほうはもう過去に何度もやっておりますので、そういった質的な調査で見えてきたものについて、選択肢の中に加えていくということは一定できると思っておりますので、そういう部分も留意しながら、事務局として案がご提示できるように努力したいと考えております。

高山部会長：そうですね。質的調査は、実はもうこれで4回目なんですね。

そういう意味では、前回のところの質的調査のところと、それから量的調査のところは今回つながっておりますので、今のはすごく重要なご意見だったと思いますが、何か連動性をはっきりさせていったほうがいいかなとちょっと思いましたので、ちょっと私のほうも、そのことを留意して進めたいと思います。ありがとうございます。

そういえば、最初のときはお母様たちにもインタビューしたんですよ。というのがありますね。最初はそうだったんですよ。

もう一つ、よく障害のあるお子さんとなりますけれども、そういうときと、この子育て支援計画とこちらはあるんですね。こことどう連動するのかということがよく議論されるんですけど、子育ての中にももちろん障害のある子どもたちがいますよね。

こことどうすみ分けをしていくのかというのはすごく重要で、いつもここは何となく、別れちゃいけないし、かつ独自性を出さなきゃいけないということなのですが、こことの連動性も必要になってくる、米倉委員が言ったところも入ってくるかなとちょっと思いましたけれども。

これは、全体のところで、また地域福祉推進協議会という協議会がありますので、ここでも議論していきたいと思います。

基本的なこの質的調査ですね、意思を確認していくみたいところで、文京区に住んでいたときの何か生活のしづらさというのを聞いていくんですね。ざっくり聞いていきながら、そして、それぞれ具体的に掘り下げていくという形で、大体こんなようなものが出てきたとか、特に通所施設が多いですから。

あるいはグループホームの方もそうですけれども、特に、例えば土日をどういうふうに過

ごしているかということだとか、もう実は課題点ってはっきりして見えてきていることがあるんですね。

どうしても、やっぱり土日なんかも、要するに家族と一緒に過ごすとかというのが圧倒的なんですよ。ということは出会いがないんですよ。

地域に住んでいても、施設と家とのつながりみたいなところしかないというのが出てきて、ここにいわゆる弱い紐帯というか、いろんな居場所づくりというのが絶対必要だという、そういう意思決定支援においても必要だという形が、もう前回から出てきているということもありますので、この辺のところをまた聞いていきたいと思いますが。

けど、面白いのは、ちょっと話が長くなって、精神のところの障害のあるところとか、グループホームにいわゆる学生たちが行くじゃないですか。こういうふうにインタビューするという、お茶を飲んだりしてやるんですけど、これを毎月やってくださいと言われるんですよ。毎月、学生が来ていろいろ話をしたいというのをほとんどと言われるんですよ、という意味で、そこにニーズがあるないつも思っているんですけど、そういうものがないんですね。

ということで、学生たちが、またまとめて行くと思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。

武長委員：公募委員の武長です。資料第3号についてです。

資料第3号の3ですけど、調査対象が当該入所施設4か所程度に伺うということで先ほど高山先生からお話が出ていますが、こちらはあれなんですかね。長期入院施設の方とかには質的調査は行わないんですかね。

何か、先生がおっしゃっていた社会的入院の方ですけども、私も仕事柄、そういう方に結構いっぱい接するのですが、割と病状というか、障害の程度によっては、全然、多分、お話がなかなか難しい方ももちろんいらっしゃると思うのですが、割とそういう方とお話できる方とかもいらっしゃるので、もしかしたら、さっきおっしゃっていた当該入所の方と同様のような問題意識がそこで発見できるかもしれないし、そことの異同ですかね。

重なり合いと違う部分とかというところでも、ちょっと新しい問題意識もあるのではないかなと思っていて。そこにちょっと聞いてみるということを試みても、状況が可能であれば、対象者が同意するのであれば面白いのかなと、ちょっと興味深いのかなとちょっと思った次第です。

高山部会長：この可能性もずっと探っていて。多分、病院に行かなきゃいけないという

のと、誰を抽出するかみたいなのが非常に難しい部分があるんですけど、可能ならば、多分、向こうの仲介者の、PSWの方とかということとかがあるので、そういうところと、きちんと協力関係ができているところになると思いますが、可能性はあるような気がしますね。必要かもしれませんね、というのはちょっと思います。

障害福祉課長： 本日は、所管の保健対策担当課長が欠席しておりますので、そちらのほうからのお答えが難しいんですけども、いただいたご意見を所管課のほうとも共有させていただきます。

実際のやり方は、例えば質的調査自体は、高山ゼミ、志村ゼミのほうにお願いをしてという形になりますが、実施する場合に、いわゆる区の職員がその部分をやるとか、そういう方法についても検討が必要なのかなと思っておりますので、所管と、そこは協議させていただければと思います。

高山部会長： 今お願いしているのは、認定調査がありますよね、3年ごとに。そのときに、多分、いろんなことを聞いてくると思うんですね。もちろん認定調査の項目がありますが、それ以外に、将来どうしたいかとか、そういうこともぜひ、ずっとつながっていますから、そういうのが集められると、またいいかなとちょっと思いましたので。

それだと比較的、認定調査委員の人たちにこういうお願いをするということで、吸い上げることはできるのではないかなという感じがちょっとしますので、それは毎月やっていますものね。都外施設も行きますので、ということになりますから、ここをどう活用するかというのもあるかもしれませんね。

大井手委員： 重度の知的障害の方は、多分、施設、生活介護とかの現場に行かれてインタビューとかということになると思うんですけども、できればその施設の親御さんの入った家族会とか、そういったものと併せてインタビューしないと、本人から聞き出すのはまず無理だと思うんですね。

特に、「将来、何をしたいか」と言われても、重度の知的障害児でそれに答えられる人はほとんどいないと思うんですね。軽度とか、軽い方はある程度自分のご意見というのを伺えるかもしれないんですけども、重度の方はちょっとそういう形では無理だと思うので、そこを、今までも何らかの工夫はされていると思うんですけど、もう一段、例えば家族会みたいなのと一緒にやるとか、何かそういう機会をつくった方がいいのかなということでございます。

高山部会長： ありがとうございます。この辺、どうですかね、渡部委員、どうぞ。

渡部委員：おっしゃるとおりで、本当に重度の知的障害の方の、今年度始まったので、来年度から地域移行に関しては意思決定支援が義務化となりまして、重度の知的の障害のある方についても、どんな生活をしていきたいかということを、やっぱり意志を丁寧に酌み取っていくということを入所施設はやっていくことになるんですけれども。

やはり、とはいえ、ではどうやって聞き取っていくのかというところは、私どもの法人でもかなり検討していて、ガイドラインをつくったところなんですけれども。やはりご家族のご意見だったりとか、相談支援の方だったりとか、施設職員も含めて、ご本人と、いろんな方が、とにかくご本人に関わっている方々の意見をやっぱり収集して。

やはりご本人が、じゃあ、こう考えているのかもねと、どうしても推測になってしまうところが大きいかとは思いますが、そうやって施設の職員だけが決めるとか、ご家族だけの意見が反映されるということではなくて、様々、ご本人を取り巻く方々の意見を全部抽出して、本来こういうふうに思っているよねというところで決定していくというのが流れなのかなと思いますので、参加される方が多ければ多いほど、いろんな可能性が見いだせるのかなとは思っています。

そこに期待しているというところと、やはり、そこに今後その意思決定支援で酌み取ったものを、こういう調査にも少し影響が出るというか、反映させていけるとか、連動させていくみたいなことができる、より正確性の高いものになっていくのかなとは思って、楽しみにしているところです。

高山部会長：ぜひ、リアン文京さんといろいろ工夫をさせていただきながら、ちょっとそういう重度の方の声を聞ける範囲もあると思いますので、そこを何か一緒にちょっと協力していただけると助かるなと思いましたので、よろしくお願いしますと思います。

確かにそうなんですよね。そこは難しいところがありますね。

どうぞ、住友委員。

住友委員：今、両方からの意見が出たので、前回もちょっとお話ししたことがあったと思うんですけれども、そのグループの聞き取りの部分の中で、知的障害者と精神障害者の方の聞き取りということがあるんですけれども、身体障害者の方の聞き取りというのは、毎回入ってはいないんですね。

やはり知的さんでも、今、重度の方もいらっしゃるということで、ご本人の意見というのがなかなか聞きづらい、取りづらいということがあって、親の同席とか、意見を参考にしてとかという方向も、今もお話が出たと思いますけれども、身体障害者に関しても、同じよう

に、将来に関して、本人が思っていること、また、家族がそれを酌み取って思っていることとか、いろいろあると思うんですね、同じように。

だから、どうしてここに身体障害者の聞き取りのあれが入っていないのかなというのはいつもちょっと疑問に思っていたので、もし組み入れてもらえるのであれば、同じ施設に一緒に通所したり、入所したりしている人がたくさん、知的さんも、精神の方も、それから身体の方もいらっしゃる施設もたくさんありますので、同じように聞き取りの輪の中に入れていただけたらありがたいかなというのはいちよっと思っています。ありがとうございます。

障害福祉課長：質的調査のほうで、身体障害者の方が対象となっていないことにつきましては、一定、ご自身でアンケート調査の自由記述欄等で意思表示ができるというところがベースにはありますが、ただ今、住友委員がおっしゃられたように、質的調査をやる施設では、実際、知的障害の方だけではなくて、身体障害の方も利用している施設があります。

そのグループインタビューを実施する際の利用者の方への配慮というところで、知的障害の方だけではなくて、身体障害の方、あるいは知的障害と身体障害の重複の方に配慮しながら、聞き取り調査ができるといいかなと思っております。

高山部会長：そういう意味では、18か所ぐらいありますが、そこでちょっとグルーピングをするときに、では、そういう障害の種別的なものをきちんと明らかにしてやるということではできる可能性がありますね、ということですね。ありがとうございます。

今の住友委員のご意見、それから、先ほどの渡部委員のご意見、これは何かこういうときじゃなくて、日常的にやったり、さっき言った認定調査をしているときに集めてこなきゃいけないかもしれませんね、と思いました。

そういうときは、在宅でも必ず一人のところに行きますから、そういうのを集めてきて、蓄積していくみたいなことというのがないと、もっと幅広い形で反映できていく可能性があるのではないかなとちょっと思いましたので、ちょっとこれは別件だと思いますが、このところは重要だと思いますね。

実際、行って家に入った、在宅の方のところに行って、あるいは施設に行って、当該施設に行ってということですから、ここのことを蓄積していますから、毎月毎月行って、認定審査会がありますからということもあると、そこで何か吸い上げてくる形と連動できていると、調査でいいかなとちょっと思いましたので、そこを少しお願いしたいと思えますね。

ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、この量的調査、質的調査について、今のご意見を含めて、進めて、準備

を始めていきたいと思います。ありがとうございました。

次、重要なのがこの設問ですね。内容の骨子のところでありますけれども、この説明をお願いしたいと思います。

障害福祉課長：それでは、続きまして、実態・意向調査におけます量的調査の質問（骨子案）についてご説明をさせていただきます。資料第4号をご覧ください。

実態調査票の種類としましては、先ほどご説明しましたように、5種類となります。在宅の方、施設入所の方、18歳未満の方、サービス事業者の方、長期入院施設というようなところになっています。

設問（骨子案）につきましては、前回の調査内容をベースに検討させていただいております。3年に一度実施する調査の性格上、経年での変化量というところを把握することが一定重要な観点だと考えておりますので、基本的な設問体系につきましては大きく変更はしていない状況となっております。

当事者の方等から、質問数が膨大で回答へのご負担が大きいというようなご意見も毎回いただいているところになりますので、質問数が増加し過ぎないように調整しながら、今回、（案）としてお示しをさせていただいております。

それでは、骨子の内容についてご説明いたします。ご説明としましては、骨子の「新規等」という、左から二つ目の欄のところ、こちらの「新規」となっている項目を中心にご説明させていただきます。

まず、在宅の方についてになります。

左のカテゴリーの2番の「障害と健康について」というところで、設問としてはNo.7のところ、「行動面における特別な支援の必要性の有無」を追加しております。

こちらにつきましては、現行の障害者・児計画の中で新しく成果目標として設定をしている強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実という項目につきまして、ニーズ把握のため加えさせていただいたものになります。

こちらは、今、No.7に設定してありますが、このNo.7という位置が適切なのかどうかというところも含めて、後ほどご意見をいただければと考えております。

続きまして、カテゴリーの5「日中活動や外出について」のところになります。No.27-⑥「福祉施設通所後の困りごと」を追加しております。

こちらは、18歳以上の障害のある方の福祉施設を利用した後の、夕方の時間帯の居場所や過ごし方が一つの課題になっておりますので、そういった部分を検討するべく追加させてい

ただいております。

同じカテゴリー5の32番、「文化芸術活動への参加頻度」、32-①「文化芸術活動への参加をしていない理由について」というところは、こちらは障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づいて、障害のある方が文化芸術活動に参加していらっしゃるのかどうか。また、参加したいけれども参加ができていないという状況がある場合の、参加への障壁やその理由を調査するために追加しております。

続きまして、カテゴリーの6「住まいについて」になります。No. 35「グループホームに関する希望」について、追加しております。

こちらは、先ほど大井手委員から、区長対話というお話もありましたが、やはり当事者の方、あるいはご家族の方からのご希望や関心、あるいはご意見が多いところになります。前回、34番の「住まいに関する必要な支援」ということで、グループホームの整備というような項目は設けてはいましたが、やはり、いつグループホームに入りたいのかというところが、それだと把握できないものになりますので、追加しております。

例えば、すぐに入りたいのか、3年後、5年後なのか、それよりもっと先を考えているのかというところも含めて把握ができるように、質問項目と選択肢のほうを設定できればと考えております。

続きまして、前回実施時は新型コロナウイルス感染症の感染拡大期ということで、8のところを、見え消しにしております。

前は「感染症発生時の困りごと」を質問として新たに設定したのですが、新型コロナウイルス感染症のほうも5類に移行したということで、設問のほうを削除させていただいております。これにつきましては、在宅の方以外の調査項目からも、同じ理由で削除させていただく形になります。

続きまして、カテゴリーの8、災害対策についてですけれども、こちらはカテゴリー名を「災害対策について」というところから「災害・緊急時の対策について」と変更をしております。

設問No. 44に「緊急時に対する備え」を追加しております。こちらは、災害時だけではなくて、日常的に介護者の方が緊急で不在になって介護ができなくなったという時に、連絡できるご親族や支援者がいらっしゃるかどうかということと、緊急時に利用できるサービスの備えというところを把握するために追加させていただいております。

こちらの新規の欄に何も記載がないものについては、基本的に前回の調査と同様の骨子を

想定しております。ただ、第2回の障害者部会の中で、詳細な選択肢については、現状の社会情勢等を踏まえて加除修正ができればと考えております。

続きまして、次のページ、施設入所をされている方についての骨子になります。

こちらにつきましても、先ほどの在宅の方と同様、設問のNo. 6に「行動面における特別な支援の必要性の有無」、No. 19-に文化芸術活動に関する設問を追加させていただいております。

それ以外の部分は、前回から変更はございません。感染症は、先ほどご説明したように、同様に削除しております。

続きまして、次のページですね。18歳未満の障害のあるお子さん向けの骨子になります。

まず、カテゴリーの1「本人について」というところで、No. 5、No. 6で、父親、母親の就労状況に関するものを追加しております。こちらは、子育て支援計画の実態調査のほうでは、こうした設問があるんですけれども、障害者（児）の実態・意向調査では初めて設定するものになります。

こちらの意図としましては、障害のあるお子さんの保護者の方の育児、あるいは仕事の両立の状況の把握や、父親、母親の就労状況と生活においての困り事という部分のクロス集計を行って、こういった課題が見えてくるのかというところを確認するために追加しております。

続きまして、カテゴリーの2になります。「障害と健康について」になります。こちらは、先ほどと同様に、No. 8に行動面における特別な支援の必要性の有無についての質問を追加しております。

続きまして、カテゴリーの4のところ、「子育てにおける悩みについて」を新規に設けております。こちらは、子育ての悩みを障害のあるお子さんのいらっしゃる保護者の方にお聞きする趣旨になります。

設問のNo. 22「保護者の子育てに関する感じ方」を新設するとともに、カテゴリー4の23、24につきましても、見え消しにしております、前回の調査だと、15番、17番に当たる設問を移行することで、カテゴリーの4に統合しております。

続きまして、カテゴリーの6、「教育・保育について」になります。設問としては、No. 36、放課後や長期休業中の過ごし方の困り事を追加しております。

こちらにつきましても、前回の調査でも、放課後や長期休業中の過ごし方については設問を設けていましたが、幼稚園や保育園、学校等にいる時間帯以外での困り事についてのご意

見を伺うために追加しております。

次の文化芸術活動等については、先ほどご説明をしたとおりとなります。感染症についても同様となります。

続きまして、サービス事業者の方です。

まず、カテゴリーの1「事業運営について」で、No.2、回答者の役職を追加しております。これは、回答者の役職によって回答内容も変化することが想定されるため、追加しております。

続きまして、新規のカテゴリーとして、カテゴリー4に「強度行動障害のある方について」を追加しております。

こちらは、在宅の方でもご説明しましたように、現行の障害者・児計画においても強度行動障害のある障害者の方の支援体制の充実が記載されておりますので、関連の質問を追加しております。

具体的には、強度行動障害のある方の受入状況、受入れがない場合は、その理由。また、強度行動障害のある方の利用を断ったことがあるのか、断った場合には、その理由を答えていただく質問のほうを追加しております。

また、No.29、30としましては、強度行動障害のある方への支援の課題や、行政や地域社会に期待する役割をお答えいただく設問の追加をしております。

最後に、長期入院施設向けの調査となります。こちらは、前回、令和4年度から実施しているものになりますが、今回、前回の実施内容から変更はしておりません。

この部会の中でご意見をいただいたりした場合には、所管課のほうとも協議をして、質問内容等の加除修正を検討させていただければと考えております。

大変長くなりましたが、資料第4号についてのご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございました。

新規の設問事項、それから、削除した部分もありますが、いかがでしょうか。

ご質問、ご意見があればということではありますが。

大井手委員：在宅の方のアンケートの5番の新規の27-⑥ですね。ここについては、具体的に生活介護とか、そういったところの終わりの時間が少し早いのではないかとということで、学童の方は放課後があって、生活介護とか施設に通い始めるとそれがなくなって、時間のギャップが出てきてしまう。

その部分をやはりもう少し、1時間でも延長していただけるといいよなという意見もい

ろいろ親の会ではあるので、質問に、具体的に、時間延長が必要と思われるかどうかと端的に聞いてしまったほうがいいのではないかなと思うんですけども。

それはほかの施設で、生活介護以外でもそういうところがもしかしたらあるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

障害福祉課長： 今まさしく大井手委員のからお話がありまして、課題感としては区としても全く同じところを持っております。

18歳の壁というような言われ方もされたりもしていますが、やはり高等部あるいは高等学校等在籍中は放課後等デイサービスが6時ぐらいまで、時間帯としてはカバーをしています。ですけれども、成人のサービスに移ると、3時半や4時に活動が終了するなど、やはり保護者の方、ご家族の方が就労していると、夕方の時間帯の過ごし方が課題になっているところになります。

今回、区立の小石川福祉作業所で、時間延長を事業者と協議して、職員体制も含めて取れるということで、時間延長をこの4月から始めているところにはなるんですけども、そういった部分での課題感に基づく設問の設定になりますので、選択肢も、今いただいたご意見を踏まえて作成をしたいと考えております。ありがとうございます。

高山部会長： ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

市川委員： 在宅の方であったりとか、6番の住まいについての35の「グループホームに関する希望」といったところなんですけど、大分ご家族の方ともお話をしたりとかで、グループホームなのか、入所なのか。また、グループホームにしても入所にしても、区内がいいのかだとか、区外でも大丈夫なのかとか、都外でも大丈夫なのか。そういったところのご意見がすごく結構分かれるところなんですよね。

そこは、結構、僕らとしても、何か把握しにくいというか、本当にご家族の思いや、ご本人の思い、そこがどこにあるのというところはとても重要な情報だと思うので、そこら辺もぜひ検討いただければと思います。

高山部会長： ほかにいかがでしょうか。

グループホームに関してはもう20年前からの課題で、文京区が圧倒的に少ないんですよ。この問題というのをクリアしないと、今の市川委員のところの選択肢の幅が見えにくいですよ、というのがあって、ここもいつも議論するところですよ。

ただ、結局、区外か、になっちゃうんですよ。

今、たまたまグループホームが出ましたが、この調査は、いわゆる障害のある方、あるいは子どもたちも含めて、ニーズがいろんな角度からあるわけなんだけれども、この調査の反映するところは行政の施策なんですね。だから、量的なものだとか、施策になってしまうんですね。

だから、そうすると、今、大井手委員が言われたように、時間を柔軟的にとか、グループホーム問題が出てくるんですけれども、ちょっと気になるのが、もう一方で、今、やっぱり徹底的に本人の意思決定支援だというところが打ち出されてきているわけです。

そうすると、ずっと僕はそこを研究していますけれども、何が意思決定で大事かという、自分という存在がどういう存在なのかということが分かっていることによって意思というのが表出できるわけですね。

といったときに、例えば特別支援学校、療育、教育、福祉って、そこでの出会いというのが、全部、障害のある人しか出会っていないんですよ、特に知的障害は。この出会いの中で、意思が形成されたり、表出したりすることの機会が全くない人たちも多いんですよ。

そういうところというのは、実は一番大切なところなんだけど、こういうところにこれが出てこないですね。むしろ放デイをもっとつくってくれとか、むしろそのニーズはよく分かるんですね。だけど、やっぱりもっとインクルーシブ的なことをしていけない限り、いろんな出会いがないんですよ。

ただ、さっき言ったように、文化的な問題だってそこに入ってくるわけだけど、その意図はそこにあるのではないかと思うんですよ、大事なことは。

それが、何か日本の施策はつくっていくと、一見いいんだけど、実は囲い込みだったりするというのがいっぱいあるんですよ。

だから、グループホームも、市川委員はよくお分かりで、日中活動支援型グループホームってあるじゃないですか。重度化、あるいは高齢化しているから、日中活動支援型といったら、これは全部丸抱えで、グループホームといわゆる活動を一緒の場所でやるということでしょう。これはもうミニ入所施設じゃないか。職住分離じゃないわけだから。

これがいいとなっちゃうわけ。結局、欲しいになっちゃうんだよね。だけど、危ないかもしれないというところというのが相当あるんですよ。

放デイも、この10年間の中で、4,100件事故が起きているんですよ。9人亡くなっているんですよ、という実態をどう見るのかという話なんですよ。

だから、つくればいいという話ではないわけなんですけど、だから、そういう質的なもの

って調査が出ないんだけど、量的には出ちゃうから、必要だ、必要だとなっちゃうんだけど、このところをどういうふうに、本当に障害のある人たちの自立というところになっている計画の反映ができるかどうかというのは、これはもう20年かかっていますけど、そこが課題だとずっと思っているんですね。

ここがまた見えにくいというところがあるんですよね、ということがあるんですけどね。ちょっと愚痴になっちゃいましたけれども、そんなところも少し押さえておいていただいて、また次回、ぜひと思いますけれども。

山口委員：私もそのグループホームについての設問のところ、前の計画の住まいの困り事というものの答えの内容を見ると、建物の老朽化だとか、家賃などの住宅費の負担とか、バリアフリーの回答が多かったんですね。

グループホームについてだけではなくて、どういう住み方をしたいかという設問にしているかないと、ご本人の選択肢も限られてしまうし、どういう住まいが必要なのかというところも明確にないので。

グループホームは、知的障害者の方はそれが望ましい方が大変多いと思うのですが、グループホームに限らないで、選択肢の一つとしてグループホームを挙げて、どういう希望があるのかという設問にしたほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

障害福祉課長：この前回の住まいに必要な支援というところは、確かに山口委員がおっしゃったような、困り事のところですね、失礼しました。ご自宅等で生活されている方を恐らくイメージしている質問なのかなとは思うのですが、そういう意味で、今回、グループホームに関する設問を単独で設けております。

その中でどういうところまで選択肢として盛り込んでいけるかというところでは、事務局でも考えさせていただきたいと思ひますし、逆に7月の障害者部会のところで、ぜひ、その辺りのご意見も併せていただければと考えております。ありがとうございます。

高山部会長：そうですね。そこはずっと、これは文京区だけではなくて、多様な居住の形態がないと、選択肢がないですよ、ということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

武長委員：公募委員の武長です。

グループホームは選択の中の一つだということで、今おっしゃったとおりだと思うんです

けども、他方で、結構何期か、私はこの委員を務めさせていただいていて。

高山先生も20年来の問題だとおっしゃっていたグループホームとかが、その選択肢の中になかなか、文京区の場合、多分、相対的に統計的に少ないというのはずっと言われていることで、毎回、每期というか、こういう委員会でその話が毎回いろんな方から出るんですけども、多分、僕が入ってからほぼ進んでいないのではないかという気がしていて、ずっと課題のまま残っているんですけど。

そうすると、この委員会で話していることは、この会ですね。協議会で話していることって、どういうふうに政策の意思決定につながっていくのか、そこの改正につながっていくのかということが何か明確じゃないと、結構、何期出ていても切ない思いをずっとしながら、每期、同じ課題の話が上がっているんですけど、我々のできることって、そこに向かって何だろうかと今考えていました。

何かこういう道筋でそこを解消しようみたいなことを自治体の方で考えておられる方がいたら、ちょっとご説明いただければと思います。

障害福祉課長：ありがとうございます。

武長委員がおっしゃるように、確かにグループホームがなかなか新設されていかないというところは、区としてはずっと課題認識は持っております。

実際に区としてできることというのは、実際に着手していることも含めて幾つかあるんですけども、例えば公有地、区有地だったり、都有地だったり、国有地というところを障害者施設のほうで活用していくというところが一つあるかと思っております。

これが5年以上前の状況だと、やっぱり保育園の待機児童がかなり課題としてはウエートが大きかったというところで、結構、区の中で様々な公有地の活用方法を決める際にも、かなり保育のほうにウエートが置かれているような状況でもありました。

しかしながら、今、区内の保育園は、区立、私立合わせて、定員に対して空きが1,000人以上あるというような状況になっていますので、最近の公有地の活用では、保育は、活用の選択肢としては無いような状況になります。

ただ、育成室のほうはまだ待機児童が多いというところで、育成室やこれからは障害のある方、あるいは高齢者の方も増えてきますので、そういった活用がこれからは増えていくことは、障害福祉課でも期待しているところですし、こうした部会でのニーズやご意見を区の中でも強くお伝えしていきたいと考えております。

また、民有地を活用してというところにつきましては、やはり民間の社会福祉法人等に整

備をしていただくという形にはなってきますが、実際、区でも、昨年度から、整備に係る補助を、額としては限度額を2倍に引き上げております。

かつ補助率も、4分の3から10分の9ということで、かなり手厚い補助で制度設計をしておりますので、様々な事業者にきちんとお伝えをしていく中で、公有地だけではなくて、民有地でも整備が進められたらいいかなとは考えております。

長くなりましたが、以上になります。

武長委員：ご回答、ありがとうございます。再び公募の武長です。

この障害者部会に限らず、親会のほうでもそうなのですが、いろんな質問項目とか、調査項目とかが上がってくるんですけど、調査項目を挙げて、いろいろご苦労して、いろいろ回答される側にもしていただくわけですけど、その回答をいただいたから、だから何だよみたいなことをちょっと思ったりするわけです。

その項目に回答することが、多分、こういう回答が出ればこういう政策につないでいきますみたいな、多分、何か意図があって項目がつくられていると思うんですけど、その辺りは、例えばグループホームのニーズがこれで明らかになったりとか、居住に対する問題がもっと広く明らかになったりした場合に、では、その回答が出たらどうなんだということを区が準備した状態で質問しないと、回答してもらった側にも悪いかなとちょっと思ったりするので。

今のお話、課長からいただいたとおりで、話が裏でいろいろ進んでいるんだったら安心なんですけども、その辺りをしっかり項目の回答に反映されたような政策につながっていると我々も思いながら、時間を2時間取って、毎回、参加したいと思っていますので、ぜひ区側にもよろしく願いしたいと思います。

以上です。

高山部会長：根本的なこの調査の在り方のことですね。

もうこの居住の問題って、何か障害福祉分野だけではもう無理なんですよねということが分かっているゆえに、もっともっと今流れがごちゃ混ぜでしようということでしょうと。いったときに、高齢だとか、子育てとかも含めて、そういう住宅政策的なものをやっぱりしていかない限り、ここで議論しても難しいなというのがありますよねというので、今のご意見になるんだと思うんですよね。ということに関して、そこはどうするんですかねというのがまさにそうなんですよね。

だから、これは先ほどありましたように、縦割り計画になっちゃうんですよね。やっても駄目な部分というのがあるのがほかの計画もあるのでというところに関しては、ちょっと地

域福祉推進協議会のほうで整理して、何か違うプロジェクトをつくっていくよみたいなことをしなきゃいけないかもしれませんね。

向井委員：放課後等デイサービス、カリタス翼の向井です。3点、質問させてください。

一つ、先ほど、何か先生も今ちょっと言葉が出たので、僕もちょっと、強度行動障害のことに触れられておりまして、4ページのサービス事業者の方という、要は設問がカテゴリー4に新設されているということで、すごくこれはとても大事なところだなと思って。

ちょっと確認というか、現場感覚も含めてなんですけど、強度行動障害が、いわゆる厚労省の定義で20点以上とあると思うんですけど、これは実はすごく少ないはずなんですよね、大体。なので、実際に20点を超える方というのはかなり数が限定されるのかなと思うと、受入れの状況について、受け入れていないと選択するところが、すごく狭く取ったら、すごく減ったとすると。

ちょっと調査として実効性が減ってしまうのかなと思ったときに、例えばもう少し、これは先ほどのお話もそうなんですけど、この調査をどういう意図で使うのかということにもよるのかなと思うのですが、もう少し幅が広く、例えば自傷他害のような激しい行動面の課題がある方とか、もしくは強度行動障害があるという、例えばそういう幅を広く取るようにするのかという、その目的がもう少し明らかになるといいのかなというのをちょっと思ったところです。

もう1点が、一つ戻って、3ページのカテゴリー4の設問No. 22の「保護者の子育てに関する感じ方」についてということで新設された設問なんですけど、備考のところにも「楽しく感じる・つらく感じる等」というのが書かれてあって、こういうところを聞きたいのかなというところを思っているんですけど。

これは僕自身の感じ方でもあるのですが、現場感覚として、実際に保護者の方で本当に子育てがづらい方はちょっと答えにくい設問かなという感じもしていて。言い換えると、子育てって楽しくもあり、つらいかな、両方あるのかなと思うんですよね、自分自身の経験も考えると。

なぜ障害のある方だけこういう質問があるのかなと捉えられると、ちょっとセンシティブな設問かなと思ったりするので、そこら辺の意図とか、あるいは、もう少しマイルドな聞き方とか、何か意図があれば、行政としてももう少し聞き方とかを考えてもいいのかな。

あるいは、質的な項目ですよ、量的ではなくて。質的なところで個別に聞くというのもありなのかなというのは、ちょっと思いました。

すみません、長くなって。

最後に、高山先生からもお話のあったインクルーシブのことにに関してなんですけど、現在、放課後等デイサービスをはじめ、児童発達支援事業というのは、その保護者の方からのアンケートを必ず公表しなきゃいけないという形になっているんですけど、弊所でもそういうのを出しているのですが、大体、毎年、そのインクルーシブな交流を希望するかというのは、大体2割から、多くても3割とか。

なぜなら、実際に放課後等デイサービスという事業を使われている方は、そこで、言い方は変だけど、ある意味で満足はされているかなと思うので、そこから改めて、より地域の子どもたちの交流を求めるとい回答が出にくい傾向があるというか。

そこで、これはもう少し幅広い調査なのかなと思うんですけど、対象者がやはり現行のサービスを利用されている方だとすると、恐らく回答としては低くなるのではないかなということが予想されるんですね。

とすると、どうなのか難しいんですけど、例えばその育成室の方とかにもひょっとしたら聞いた方がいいのかなと思うんですけど、そうすると、ちょっと対象者が広がるので、その辺りのインクルーシブに関する課題というところは、ちょっと今後も考えていく必要があるのかなと思うんですけど、どこにターゲットを置くかにもよるのかなと思うので、ちょっと感じたところではあるのですが。

すみません、以上です。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず一つ目の強度行動障害のところは、私も向井委員と全く同じような認識を持っております。いわゆる行動援護スコアというところで線引きをしてしまうと、かなり限定的な方が対象になってしまうというところがあります。

やはり意図としましては、自傷他害、異食、突発的な行動など、そういう何かしら行動面での配慮の必要な方への支援が実際どうなのかということがお聞きしたいところになりますので、調整票を作成するときに注意書きといいますか、ご案内をしっかりと、その辺りの意図が伝わるようにさせていただければと考えております。

2点目の子育ての悩みの部分なんですけども、これは子育て支援計画の実態・意向調査でも同じような形で聞いていますが、その中で、障害のあるお子さんのクロス集計を取ったときに、対象者が少なかったのが、傾向的なところが見えてきませんでした。

やはり向井さんおっしゃられたように、子育ては本当に楽しいこともあれば、つらいこと

もあるというところの中で、障害のあるお子さんを育てていらっしゃるという部分での様々な精神的、肉体的な負担など、そういう部分が障害のないお子さんの子育てと比べて、どういったところに負担を感じていらっしゃるのか。

あるいは、逆に障害のあるお子さんを育てているところの楽しみや喜びがどういうことにあるのかというところを把握できるといいのかなと意図としては考えております。

ただ、少し聞き方の配慮というところは、やはり意図が伝わらないと、受け取られ方が、違った方向に受け取られてしまうこともありますので、質問の仕方の配慮は、どういったことができるのかは事務局のほうでも考えてみたいと思います。

最後のインクルーシブなところは、私も不勉強なところがありますが、実際に児童発達支援事業所と保育所とのインクルーシブ保育というところは、併設をされている場合に、令和5年4月から、いわゆる指導訓練室だったり、常勤、専従の職員の兼務だったり、そういった要件が緩和されています。

この4月から、それが認証保育所にも拡大されるという形になっていますが、そういうような障害福祉という視点だけではなくて、保育の分野も含めて、どういったような動きや効果、影響があるのかというのは、この実態調査とは別に考えていきたい、把握をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

高山部会長：貴重な意見をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

米倉委員：公募委員の米倉です。

就労についてのクロスとかをされるのがすごく、新規で入っているのがありがたいと思いながらお聞きしていました。

18歳未満の方の4の項目「保護者の悩み・不安」、ここはフリーアンサーということなんですかね。何か、どういう項目で聞かれるかによって、フリーアンサーなのか、それとも悩みがある、ないみたいな。

というのも、やっぱり仕事との両立が難しい感覚とか、あと、レスパイトがもうちょっと欲しい感覚とかがあるので、それで移動支援につながったとか、あと、放課後デイもあれですね、送迎とかをしてくださるところは増えてはいるんですけど、やっぱり6時までの間に送迎まで終わるようにやられているので。

やっぱり5時過ぎとかに帰ってこられると、仕事中ですみたいな感じになっちゃったりし

て、そういうことが洗い出されるようなフリーアンサーなのかどうかとか、そこら辺がちょっと気になったというのが、すみません、1点目で。

ちょっと今、インクルーシブの話題がはやっているので、ちょっとそれに乗っかりたいんですけど、私は仕事上ではインクルーシブを推進するような仕事をしているのですが、自分の子どもは、支援学校様、すばらし過ぎますというような気持ちで、やっぱり何か皆さん総論としてはインクルーシブを推進したいけど、自分の子どもとか、各論になると、やっぱり療育をしっかりしていただけるのはありがたいみたいな形になるのかなと思っていて。

文京区は育成室で加配をつけていただけるじゃないですか。やっぱりそれがインクルーシブとしてはすごくいい制度なんだなと思っていて、何かこれがベストなのではないかなと、私は使わせていただいていたいて、すごく思うんですね。

なので、放課後デイだけ、放課後デイも使っているんですけど、両方選べるということはすごくいいのかなと思って、もっとこの制度、加配をつけてほかのお子さんたちと混じるみたいなことを皆さんが知っているのかな、もうちょっと選べたらいいのになみたいに、私はたまたま知っていて選ばせていただいたんですけど、思いましたので、いいところがありますと思って、お伝えいたします。

障害福祉課長：ありがとうございます。

子育てにおける悩みについてのカテゴリー4のところの設問は、子育て支援計画でも聞いている設問になりますので、そちらも参考にしながら、障害のあるお子さんを育てていらっしゃる方の何か課題感であるとか、そういったところが把握できるような設問にしたいと考えております。

また、先ほどフリーアンサーというお話もあったんですけども、自由記述もできるような形にできるといいのかなと、お話を伺っていて思いますので、そのような形で工夫ができればと思っております。

また、インクルーシブのところは、本当にまさしく米倉委員がおっしゃったとおりだと思います。最終的には、ご本人やご家族の方が選べる選択肢があることが重要だと思っておりますし、先ほどの放課後等デイサービスの送迎というところも、確かに送迎があると便利だと思います。

ただ、送迎ではなくて、移動支援を使いながら、様々な交通ルールやお子さんの成長につながるようにしたいというような形で考えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、今、なかなかそこが選べる状態ではないというところが課題だと思っておりますので、様々

な部分で、やはりご本人、ご家族の状況に応じて選べるような形で施策を進めていければと考えております。ありがとうございます。

高山部会長：ほかには、いかがでしょうか。

では、大井出委員。

大井手委員：明日を創る会の大井手ですけど、先ほどグループホームの選択肢みたいなところと、あと、会長からも話が出ていたのですが、グループホームだけじゃなくて、ほかの選択肢というところで、本人の意思のところにもあるんですけど、親子で住みたいというのを子どものほうも本当は考えているのではないかなというところもあるんですね。

ただ、親のほうは、自分が年取ってきて、どこまで面倒を見切れるのという部分が不安であると。何か家族で住める、そういう形で、もうちょっと住居問題、家族で住むプラスコミュニティで助け合える、少しずつ助け合えるようなコミュニティ、そういったことができるような住環境というのを、これからはもっと考えていかないと、なかなかこの問題は解決しないのではないかと。

ですから、この部会でいろいろ言ったことを、区の中では、やはり住宅のところをやっている、都市計画になるのかもしれないんですけども、そういったところともう少しすり合わせをやっていただけるといいかなと。

やっぱり親としては、どっちかという、身近で面倒を親が見られるうちは見たいとは思っているわけですね。だから、全部、区に押しつけようということは考えていないので、親が、何ができるかということの親の選択肢という面でも、もうちょっと何か選択肢があるとありがたいかなと。

別にお金を出さないよと言っているわけじゃなくて、ある程度は覚悟しているところもあるわけですから、そのときにいい選択肢というのを考えていただけないかなと。そこはやっぱり区政というか、コミュニティをつくるという面でもよろしくお願ひしたいと思います。

泉田委員：ありがとうございます。公募委員の泉田です。

1ページ目の18歳以上の方のセクション3の17番「日常生活で困っていること」のところなんですけど、前回調査結果を見ながら、すみません、突拍子もないことだとは認識しているのですが、調査項目の中に、結婚したいんだけど、相手がなかなか見つからないみたいな、そういう設問を入れるというのは難しいでしょうか、という点です。

障害福祉課長：ありがとうございます。選択肢としては、事務局としては、検討をしたことはないんですけども、それを把握して何に生かしていくのかというところを、ある程度

想定する必要があるのかなとは思っています。

この辺りは、逆に、高山部会長、いかがでしょうか。

高山部会長：質的調査のところにはそういうのは出てきますね。結婚したいとか、所帯を持ちたいとかというのはたくさん出てくるのですが、その結婚というイメージがどこにあるのかというところの意思のところをもっと深くやっていく必要があるかもしれないなとは思っていますが。

別に障害のあるなしにかかわらず、そういう人はいっぱいいるということもありますけれども、障害のところで結婚というところを出してくること、そのところをちょっと検討する必要あるかもしれません。

そういうのをどんどん出していただいたほうが、むしろ検討材料になるのでいいなと思いましたですね。それも含めて、今日いろんな意見が出てきましたので、ちょっと考えていきたいと思いますね。

要するに福祉サービスって比較できないんですよ。大体1個あったら、それがそれになっちゃうみたいな感じになりますから、向井委員や米倉委員が言われたように、インクルーシブ、みんな総論的には賛成なんだけど、実はインクルーシブなのを見たことがないから、どういう状況がインクルーシブなのかというのは分かっていないんですよ。

だから、どうしても調査では、量的に足りない、放デイが欲しいになっちゃうんですよ。だから、入所施設は駄目だといっているのに、まだまだ必要だとなっちゃうんですよ、結局は。ニーズがね、なっちゃうんですよ、となるわけですよ。

そこら辺のところが、何か、調査結果の量的なもののところの、今言われる背景のところの本質的なところが見えにくくなっちゃうというか、そのようなところをどうするかというのは、前から考えましたが、この部会で初めて出てきたような重要な課題だと思いますね。

ここをどうするかというのを少し考えなきゃいけないし、ここだけじゃなくて、自立支援協議会もありますし、というところでもちょっとこの話を持っていていただくといいかなと。あと、居住に関しては、居住何とか協議会ってあるんですよ、横断的な。

障害福祉課長：居住支援協議会。

高山部会長：居住支援協議会があるんですよ。これはどうなっているのかなという感じがしますよね、一応、横断的にやっているわけなので。ここにもやはりフィードバックしていくということもあるかもしれませんね。ありがとうございます。

そういう意味で、強行のところなのですが、ある意味で、特別な配慮が必要な方々という

ことにおいては、医療的なケアはどうですかね。強行もそうですけど、医療的なケアを必要とする子どもたちもそうですけれども、これを出してもいいかなとちょっと思ったりもした部分があるとか、ようなちょっと感じもしましたということですが。

あとは、皆さん、貴重なご意見をいただいたということだと思いますが、いかがでしょうか、ほかに。

どうぞ。

平井委員：あせび会の平井です。ちょっと、今、自分の話をする事で自分の首を絞めるのを重々承知で言うんですけど、いろいろサービス事業者向けや、各世代におけるんですけども、ちょっともうここまで来ていて、SNSとICTの活用が一言もないというのは、もう時代錯誤かなという感じがして。

私のほうでも、東京都とかからよくICTの活用をした支援を促進しますというような形が来ていて、各分野でもそういうようなことがあるかなと思うので、そういったところでの意見を聞けるといいのかなという部分。

あと、今回、このコロナ禍で、特に発達や精神の方のスキルが伸びたなと感じたのが、在宅がオーケーになった、受け入れられる社会になったということで、今までなかなかおうちの中にしかいられなかった方が、在宅での就労がオーケーになって社会進出ができたというようなことがあるので、ちょっとICTの活用についてどのように考えているかといった部分を、一言聞いていただけるといいのかなと思っています。

あと、もう1点なんですけれども、先ほど公募委員の方もおっしゃっていた結婚相手のところでもそうなんですけど、SNSの被害といったところですね。

軽度の方であったり、精神、発達の方だと、特に受け子とかの犯罪に関わってしまったり、あとは、ご本人は結婚相手だと思ったんだけど、簡単にちょっと性行為目当てでの交渉を目的とした男性に引っかかってしまったりとかといった部分の、SNSの教育といったところで、こちらは教育の部分になるのかなと思うのですが。

ICTの活用の部分や、あとSNSによる詐欺被害というか、そういったところでの、どのように生活に活用できているのか、デメリットがあるのかといったところを聞いていただけるといいかなと思います。

日々、私たちの事業所でも、犯罪すれすれのところの方を支援したりとか、逆に罪を犯してしまった方だと、保健師さんから「罪を犯してしまった方なんですけど、受入れは大丈夫ですか」と言われてしまうと、つい私たち事業所側は身構えてしまって、ちょっと「どのよう

な犯罪をしてしまった方なんではないでしょうか」となったりするんですけど。

未然に、そういうサービスを利用するのが難しくなってしまう、罪を犯す前のSNSの教育であるとか、ICTの活用とか、ちょっとすみません、どの項目にというのが言えずにちょっと申し訳ないんですけども、そういったところもご考慮いただければなと思っております。

以上です。

高山部会長：次はSNSとICTですね。就労のところでも使えると思いますし、何かいろいろそこはちょっと盛り込んでいくということは大事ですね、ということですね。

就労の在り方もそうですね。超短時間雇用なんていうのも重要ですしね、ということになりますし。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

ずっと皆さんのお話を聞いているときに、やっぱり調査をすることによって、より障害のある方々がその人らしく生活ができる地域をどうつくるかといったときに、柱がやっぱり意思決定支援なんだと思います。意思決定支援と、それからインクルーシブのところと、それから自立支援ですね。

このことが何かこの調査によって、こういうようなインクルーシブ的な要望だとか、SNSもそうですけども、そういうものが浮かび上がってきていくような形ができるといいなと、今日、皆さんの貴重な話を聞いていて思いました。

これは、どっちかというと保護的じゃないですか。何か文京区がいつぱいつくってあげればいいみたいな話になっちゃうんだけど、それでは多分うまくいかないと思うんですよね。

だから、そういう意味では、そういう今の三本柱的なところなんかを意識しながら、何かこういうことが、この自立やその人らしい生活に結びついていくような施策に結びつくみたいな形が見えてくるといいなと思いました。

今日は貴重なご意見、ありがとうございました。ということで、今日、たくさん意見、提案が出ましたので、整理していただいて、結婚も含めて考えていただくということをして、次回というところにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかに皆さん、ご意見、何でも結構です。

大井手委員：かなり私的なことになってしまうのですが、次回、できれば3時までには終わるぐらいに予定を組んでいただけませんか。ちょっと子どもが施設から帰ってくる時間に間に合わなくなって、今日も人を頼んできたので、よろしくお願いします。

高山部会長：1時から3時とかということですかね。それもちょっと調整をしていただいと

いうことで、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、4時という予定の時間になりますので、これで終わりにしたいと思ひますが、では、事務局にお返しします。

障害福祉課長：本日は、いろいろと貴重なご意見をありがとうございました。

最後に、事務局から今後の予定をご連絡させていただきます。

今回いただきましたご意見等を踏まえまして、実態・意向調査における質問項目（骨子）について、反映できる内容については修正等を行ってまいりたいと考えております。

また、次回の障害者部会につきましては、7月末頃の開催を予定しております。

次回の第2回障害者部会では、今回お示しした設問項目に加えて、具体的な選択肢についてもご報告をさせていただく予定となっております。

前もって資料をお送りさせていただきますので、一度ご覧いただきまして、また第2回の障害者部会でご意見をいただければと考えております。

また、次回の第2回では令和6年度の障害者・児計画の計画事業の実績報告についても併せてご報告をする予定になっておりますので、そちらのほうでもご意見を賜ればと思っております。

事務局からは以上になります。

高山部会長：それでは、第1回目の部会を終了したいと思います。今日はありがとうございました。

以上